

下記のとおり、窃盗の容疑で逮捕・起訴された職員及び関係職員に対し、令和4年2月28日付で懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

本件により、被害にあわれた方ならびに住民の皆様方に、多大なるご不安を与えたことにつきまして、改めて深くお詫び申し上げます。

今後、二度とこのようなことが発生しないよう、職員への指導を徹底し、地方公務員として自覚ある行動のもと、職務への精励と信頼回復に努めてまいります。

令和4年3月1日

木津川市精華町環境施設組合  
管理者 河井 規子

## 記

### 1 事案の概要

令和2年7月16日及び8月23日に窃盗をした容疑で逮捕・起訴されたもの

### 2 処分の内容

#### (1) 当該職員

氏 名：古川 功三

年 齢：56歳

所 属：施設課

補 職 名：主任主査

処分内容：懲戒免職

処分理由：信用失墜行為、公務外の非行に対する責任

処 分 日：令和4年2月28日

#### (2) 関係職員

所属及び補職名	処分内容	処分理由
事務局長	厳重注意（口頭）	公務外であるが社会的影響等を踏まえた指揮監督責任
施設センター長		

処 分 日：令和4年2月28日